

大分県が発注する森林整備工事契約に係る入札参加資格審査申請要領

大分県農林水産部森林保全課

大分県が発注する森林整備工事に係る入札に参加を希望される方は、次のとおり申請手続きを行ってください。

1. 対象森林整備工事の内容

治山事業並びに県営林造成事業のうち、植栽、除伐、本数調整伐、間伐（素材生産を伴わないもの。）、下刈、つる切り、枝落とし及び森林整備工事に付帯する工事とします。

2. 申請手続きについて

(1) 受付期間及び受付場所

受付期間は、3月1日から3月15日までです。

受付時間は、午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）とし、正午から午後1時の間は除きます。

受付場所は、大分県農林水産部森林保全課です。申請書は、書類の内容を熟知し説明できる方が持参のうえ、提出してください。（郵送は受け付けません。）

(2) 提出書類

(○印は必ず提出する書類△印は該当の場合のみ提出)

区分	提出書類	区分	備考
①	○森林整備工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	否
②	○登記事項証明書 ※申請日前3月以内に発行された原本	○	否
③	○県税の納税証明書 ※申請日前3月以内に発行された原本 ※県税事務所長が発行した県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書	○	否
④	○消費税及び地方消費税の納税証明書 ※申請日前3月以内に発行された原本納税地（本店所在地）を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書	○	否
⑤	○決算書 ※申請日現在で確定申告を終えた直前2年間の会計年度のもの 貸借対照表、損益計算書及び余剰金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類	○	可
⑥	○森林整備施工実績一覧表（様式第2号）	○	可
⑦	○森林整備工事契約書（写し）	○	可
⑧	○主任技術者及び林業労働者名簿（様式第3号）	○	可
⑨	○社会保険加入状況 ※主任技術者及び林業労働者について ・労災保険・退職金制度・雇用保険・健康保険・年金制度加入状況が確認できるもの ・雇用関係が証明できるもの	○	可 ※労働契約書・賃金台帳等
⑩	○主任技術者の森林整備工事の指導監督及び施工管理の実務経験 ・実務経験証明書（様式第4号）	○	否
⑪	○業務上の資格証明等 1) 主任技術者の場合は次のいずれか1つ以上 イ) 林業技師 ・林業技師登録証 ロ) 研修修了者 ・研修修了者名簿登録証 ハ) 学歴の場合 ・卒業証明書 ・実務経験証明書（様式第5号） ニ) 実務経験のみ・実務経験証明書（様式第5号） 2) 林業労働者の場合 ・伐木等の業務特別教育修了証	△	※印のものについては確認のために原本も持参願います。 （確認後返却します。） ※研修修了者は、林業労働力確保支援センターが行う研修を修了し、農林水産省の研修修了者名簿に登録された方です。 ※1)のイ～ニについては、管理講習会を受講されている方は、その修了証の写しで可。
⑫	○誓約書（様式第6号）	○	否
⑬	○入札参加資格審査結果通知書返信用封筒 ※定型封筒（長3号程度）に460円切手（簡易書留分含む）を添付し、あて先を記入	○	—

**(3) 提出書類作成上の注意
共通事項**

1) 申請者の印は、法人の代表者印を押印して下さい。

森林整備工事入札参加資格審査申請

1) 「所在地」、「商号又は名称」、「代表者(職)氏名」、「電話番号」、「FAX番号」を漏れなく記入して下さい。

2) 「添付書類」は、該当するものの部数を記入して下さい。

(4) 提出する書類

申請書提出の際、(2)により提出書類を確認のうえ提出して下さい。

(5) その他

申請書の記入事項が未記入又は記入事項に著しく不整備であるもの及び添付すべき書類が不備、あるいは未添付のため審査できない場合は、資格登録がなされないこともありますので、記入及び書類の添付にあたっては、提出前に再度点検し、適正な書類の提出を行って下さい。

3. 資格登録について

入札参加資格審査の結果は、「入札参加資格審査結果通知書」により通知します。「入札参加資格審査結果通知書」の再発行はしませんので、登録有効期間中、保管しておいて下さい。

また、資格登録された方は、「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登載します。

4. 入札参加資格の有効期限

令和9年3月31日までです。

5. 申請書記載事項の変更について

登録を受けた法人は、次表「変更事項」欄に掲げる事項に変更があったときには、「資格審査申請書記載事項変更届」(別紙様式)に同表「添付を要する書類」欄に掲げる書類を添付のうえ、遅滞なく届出を行って下さい。

変 更 事 項	添 付 を 要 す る 書 類
商号又は名称、営業所の所在地	登記事項証明書(申請日前3月以内発行の原本)
代表者の氏名	登記事項証明書(申請日前3月以内発行の原本)
主任技術者又は林業労働者の氏名又は人数	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者及び常用雇用労働者名簿(様式第3号) ・主任技術者の森林整備工事の指導監督及び施工管理の実務経験証明書(様式第4号) ・主任技術者の資格検定合格証の写し(該当する場合のみ) ・主任技術者の林業の実務経験証明書(様式第5号)(該当する場合のみ) ・主任技術者及び林業労働者の労災保険・雇用保険・健康保険 ・年金制度・退職金制度加入状況が確認できるもの及び雇用関係が証明できるもの ・チェンソー取扱業務に関する特別教育修了証の写し

6. 治山事業にかかる森林整備工事施工管理講習会

登録を受けた法人のうち治山事業に係る森林整備工事の入札に参加する方は、主任技術者に対して、県が実施する「治山事業森林整備工事施工管理講習会」を受講させることが必須となります。日程等詳細は、入札参加資格登録の際にお知らせします。

7. その他

入札参加資格の取消について

登録を受けられた方が、登録後に次に掲げる事項に該当したときは、資格の認定を取り消しますのでご注意ください。

1) 特別な理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。

2) 虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したとき。

3) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を持つ者であることが判明したとき。

8. 問合せ先

大分県農林水産部 森林保全課

TEL (097) -506-3863

FAX (097) -506-1766

※ 申請手続き等に関する問い合わせはFAXにてお願いします。